

函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 認定の手続き

第3章 その他

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により、函館市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 建築物判定機関等 登録建築物エネルギー消費性能判定機関または登録住宅性能評価機関をいう。
- (5) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (6) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅

部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

第2章 認定の手続き

(事前相談)

第3条 法第53条第1項の規定による計画の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を円滑に行うため、市長に事前相談をすることができる。

2 前項の事前相談をしようとする者は、事前相談申出書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(事前審査)

第4条 申請者は、当該申請を行う前に、計画が認定基準に適合していることについて、住宅の用途のみに供する建築物である場合は登録住宅性能評価機関に、住宅以外の用途のみに供する建築物である場合は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に、住宅および非住宅の用途に供する一の建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認定に係る技術的審査を依頼し、計画に係る技術的審査適合証（別記第2号様式。以下「適合証」という。）の交付をうけるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号から第3号までに定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分のすべてに適合することを証したものでなければならない。

- (1) 法第54条第1項第1号関係（エネルギーの使用の効率性等）
- (2) 法第54条第1項第2号関係（基本方針4(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地の区域内に新築等をしようとするものでないこと。））
- (3) 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

(添付図書)

第5条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次表（

ア) 欄の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) 欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	第4条第1項の規定により建築物判定機関等の技術的審査を受けた場合	適合証の写し
(2)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅または当該住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書の写し
(3)	住宅である認証型式住宅部分等または住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し

- 2 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次表 (ア) 欄の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) 欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定書を添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	型式住宅部分等製造者認証書を添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

- 3 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請に併せて、法第54条第2項の申出を行おうとする場合は、認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて市長に提出するものとする。
- 4 前項の申出に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、北海道知事指定の指定構造計算適合性判

定機関の判定を受け、同法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 法第53条第1項または法第55条第1項に規定する認定の申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記第3号様式）の正本1通および副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本およびその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする場合は、取りやめ届（別記第4号様式）の正本1通および副本1通に、認定通知書および認定申請書の副本ならびにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第53条第1項または法第55条第1項に規定する認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、認定しない旨の通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

第3章 その他

(報告の徴収)

第9条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、工事完了報告書（別記第6号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の名義を変更した場合は、名義変更報告書（別記第6-1号様式）の正本1通および副本1通に、認定通知書および認定申請書の副本ならびにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(改善命令)

第10条 法第57条に規定する改善命令は、市長が必要と認めるときに、

改善命令書(別記第7号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 法第58条に規定する認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

事前相談申出書

年 月 日

函館市長

函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり、計画の認定について事前相談します。

1 相談者	氏名： 連絡先： <input type="checkbox"/> 申請(予定)者本人 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 建築(予定)場所	函館市
3 建築物の用途・規模	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物 戸数：約 戸 面積：約 m ²
4 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕または模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
5 申請(予定)範囲	<input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分
6 建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> その他（ ） 階数：地上 階 地下 階
7 技術的審査	<input type="checkbox"/> 審査済 <input type="checkbox"/> 審査中 <input type="checkbox"/> 未依頼 機関名：
8 確認審査	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 審査中 <input type="checkbox"/> 未申請 機関名：
※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意) ※欄は記入しないでください。

別記第2号様式（第4条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証

（依頼者の氏名または名称）

（機関名）印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 函館市
- 2 建築物の名称
- 3 市街化区域等 市街化区域
- 4 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
- 5 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕または模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 6 申請の対象とする範囲 建築物全体 複合建築物の非住宅部分
複合建築物の住宅部分
- 7 認定申請先の所管行政庁名 函館市
- 8 適合することを確認した認定基準
法第54条第1項第1号関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
一次エネルギー消費量に関する基準
その他の基準
法第54条第1項第2号関係（基本方針）
法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

注 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

取下げ届

年 月 日

函館市長

届出者住所
氏名・名称

下記の認定の申請を取り下げるので、函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認申請書提出（法第54条第2項に基づく申し出）の有無

有 無

3 申請に係る建築物の位置

函館市

4 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

（注意）

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないで下さい。

取りやめ届

年 月 日

函館市長

届出者住所

氏名・名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく下記の建築物の建築を取りやめたいので、函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名・名称
- 6 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

函館市長

印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

工事完了報告書

年 月 日

函館市長

報告者 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認申請書提出（法第54条第2項に基づく申し出）の有無
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定建築主の氏名・名称
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士等
【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【住所】
【氏名】
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
【所在地】
- 7 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄

- (注意) 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 「7 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。
3 この報告書には、建築士法第20条第3項による「工事監理報告書」の写しを添付してください。
4 ※欄は記入しないで下さい。

名義変更報告書

年 月 日

函館市長

（新）認定建築主住所

氏名・名称

（旧）認定建築主住所

氏名・名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく下記の建築物の名義を変更したので、函館市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条第2項の規定に基づき報告いたします。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 変更の理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書、認定申請書の副本、およびその添付図書を添えて提出してください。
また、本報告書副本は認定通知書と共に保管してください。
- 3 ※欄は記入しないで下さい。

改善命令書

年 月 日

様

函館市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名・名称
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限
年 月 日

認定取消通知書

年 月 日

様

函館市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名・名称
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 理由